

あなたの愛犬・愛猫が ご近所から好かれるために



「うちの子は大丈夫だから」「うちの子はよそに迷惑をかけない」なんてことはありません。ペットの飼い方についてマナーに欠ける行為が原因で、多くの相談が市に寄せられています。

10月は「飼い主マナー向上推進月間」です。飼い主としてマナーを守り、人とペットの調和がとれた住みよい社会を作りましょう。

【問】環境課(三和庁舎) ☎76-1511



ペットに対して責任と愛情を

平成27年度、茨城県では約3,600匹の犬猫が飼い主や譲渡先が見つからず殺処分されています。新たに生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊・去勢手術によって繁殖の制限をしましょう。

また、犬や猫などの愛護動物を虐待したり遺棄(捨てる)したりすることは犯罪です。ペットの飼い主は終生飼育を心がけましょう。

野良犬・野良猫への無責任な えさやりはやめましょう

一時的な感情でえさやりをするのはやめましょう。結果的に交通事故や病気などで死亡する不幸な命を増やすことにもなります。野良犬・野良猫に餌付けをした時点で飼い主とみなされ、その犬猫が問題を起こした場合、責任を問われることがあります。えさを与えるのであれば、他の人に迷惑をかけないよう責任を持って飼育しましょう。

犬の登録・狂犬病予防注射を行いましょう

狂犬病予防法により、犬を飼っている人には、

- ①生後90日を経過した犬の登録および登録後に交付される鑑札を犬に装着すること
- ②毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、注射後に交付される狂犬病予防注射済票を犬に装着することが義務付けられています。

登録をしていない人は市役所環境課で登録をしてください。予防注射を受けさせていない場合は、早めに済ませてください。

●飼い犬の登録

登録場所 市役所環境課

登録手数料 1頭につき2,000円

●狂犬病予防注射

かかりつけの動物病院で受けさせてください

費用 動物病院に問い合わせください

※別途、狂犬病予防注射済票
交付手数料が1頭につき350円
かかります。

